

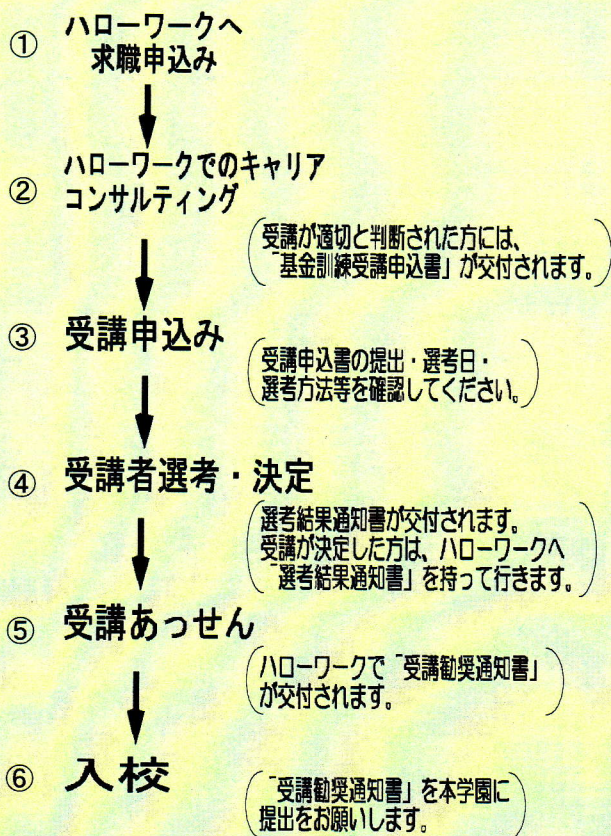
訓練生活支援給付金

《支給対象となる要件》

以下のすべてに該当する方が対象となりますが、この他にも支給要件がありますので必ずハローワークの窓口で確認を受けてください。

1. ハローワークに求職登録されている方で、ハローワーク所長のあっせんを受けて基金訓練または公共職業訓練を受講する方
2. 雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
3. 世帯の主たる生計者である方（原則として、申請時点の前年の状況によります）
4. 申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
5. 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方
6. 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
7. 過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていない方

応募・申込みの流れ



※公共職業訓練を受講している方も、要件に該当すれば訓練生活支援給付金の支給を受けることができます。

※雇用保険を受給している方が基金訓練を受講する場合には、訓練延長給付の対象とはなりません。この場合、雇用保険の受給が終了後、1～7の要件に合致すれば、訓練生活支援給付金の支給を受けることができます。

申込み・実施場所

【学校法人松本学園 玉名市中48-4番地】

